

第7条（報酬の返還）

甲は、新規採用者が入社日から以下に示す期間内に自己都合（死亡、病気、甲の責めに帰すべき事由を除く）を理由に退職した場合は、前条第1項の報酬額の一部を乙に対して返還する。この場合、乙は甲に対し、新規採用者の退職日から5営業日以内に退職の事実を書面により通知し、甲はこれを受け退職を確認したうえで乙へ返還する。

※正社員・契約社員雇用

- (1) 入社1ヶ月以内 ----- 返還率 80%
- (2) 入社3ヶ月以内 ----- 返還率 50%
- (3) 入社6ヶ月以内 ----- 返還率 20%

※アルバイト・パート、留学生雇用

- (1) 入社1週間以内 ----- 返還率 80%
- (2) 入社1ヶ月以内 ----- 返還率 50%